

聖籠町告示第21号

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人骨髓移植推進財団（以下「財団」という。）が実施する骨髓バンク事業において、骨髓・末梢血幹細胞提供者となった町民に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植の推進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、聖籠町に住所を有し、かつ、財団が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者とする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とし、骨髓等の移植の提供に係る通院、入院等に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じた額とする。ただし、骨髓等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院を除く。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる日数の合計日数とする。

- (1) 健康診断に係る通院日数
- (2) 自己血貯血に係る通院日数
- (3) 骨髓等の採取に係る入院日数
- (4) その他骨髓等の提供に関し、財団が必要と認める通院、入院及び面談等の日数

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、聖籠町骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(申請期限)

第5条 奨励金の交付申請は、第3条に掲げる通院、入院等が完了した日から

起算して6月以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

(交付決定通知等)

第6条 町長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して奨励金の交付の可否を決定し、奨励金を交付すると決定した者に対しては、聖籠町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知し、不交付を決定した者に対しては不交付の旨を通知する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱(平成25年聖籠町告示第17号)は、廃止する。  
(聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行前に聖籠町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付申請を行っている者については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条関係)

別記様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

聖籠町長 渡邊 廣吉 様

申請者 住所 聖籠町大字  
氏名

印

聖籠町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書

聖籠町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、奨励金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的及び事業内容 骨髄・末梢血幹細胞移植
- 2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 事業の実績 骨髄・末梢血幹細胞提供に要した通院、入院等の日数  
\_\_\_\_\_ 日
- 4 添付書類 事業の実施を証明する書類(財団法人骨髄移植推進財団が発行する証明書等)
- 5 その他(特記事項) 奨励金の受取方法 口座振込

金融機関名	本店支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普通・当座		

別記様式第2号(第6条関係)

別記様式第2号(第6条関係)

聖籠町指令第 号  
平成 年 月 日

様

聖籠町長 波 邊 廣 吉

聖籠町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった件について審査した結果、内容を相当と認め下記のとおり確定したので、聖籠町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 奨励金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 奨励金の交付期日及び方法 平成 年 月 日 ( ) 口座振込